ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　二千四百十七億四千九百二十二万二千円
八　最低額面金額　千万円
九　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
十　発行日　平成二十一年七月二十七日
十一　発行価格　イ　価格競争入札発行　額面金額百円につき九十九円九十七銭八厘五毛以上のそれぞれの応募価格
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額百円につき九十九円九十七銭九厘
十二　償還期限　平成二十一年九月十八日　ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。
十三　償還金額　額面金額百円につき百円
十四　元金支払場所　日本銀行
十五　入札参加者　財務大臣から通知を受けた者
十六　払込期日　平成二十一年七月二十七日

○財務省告示第二百六十八号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十一年七月二十七日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十一年八月五日

財務大臣　与謝野　馨

一　名称及び記号　国庫短期証券（第四十二回）
二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、第九十五条第一項、第百三十六条第一項及び第百三十七条第一項

三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
四　発行方法　価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）
五　募入決定の方法　イ　価格競争入札発行　各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
六　発行額　イ　価格競争入札発行　額面金額で五兆三千四百七十八億五千万円
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額で四千十億五千万円
七　払込金額　イ　価格競争入札発行　五兆三千四百五十六億四千五百十八万三千五百円
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　四千八億八千四百七十六万七千四百円
八　最低額面金額　千万円
九　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

十　発行日　平成二十一年七月二十七日
十一　発行価格　イ　価格競争入札発行　額面金額百円につき九十九円九十五銭八厘以上のそれぞれの応募価格
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額百円につき九十九円九十五銭八厘八毛
十二　償還期限　平成二十一年十月二十六日　ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。
十三　償還金額　額面金額百円につき百円
十四　元金支払場所　日本銀行
十五　入札参加者　財務大臣から通知を受けた者
十六　払込期日　平成二十一年七月二十七日

○農林水産省告示第千五十七号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第四十二条第一項の規定に基づき、動物用抗生物質医薬品基準（平成十一年八月三十日農林水産省告示第千百二十三号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十一年八月五日

農林水産大臣　石破　茂

○農林水産省告示第千六十号

農業機械化促進法（昭和二十八年法律第二百五十二号）第八条の二第一項の規定に基づき、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構から平成二十年度において実施した型式検査に合格した農機具の型式等について次のとおり報告があったので、同条第二項の規定に基づき、公示する。

平成二十一年八月五日

農林水産大臣　石破　茂

1　農機具の種類、型式名、合格番号及び依頼者の名称

農機具の種類	農機具の型式名	合格番号	依頼者の名称
農用トラクター（乗用型）用安全キャブ及び安全フレーム	クボタ　ＩＣ110Ａ－ＡＴ	209007	株式会社　クボタ

2　検査成績の概要

検査成績の概要については、農林水産省生産局農業生産支援課、地方農政局、内閣府沖縄総合事務局、都道府県庁及び独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構において閲覧に供する。（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五十八号

中央卸売市場において卸売の業務を行っている者の名称の変更の届出があったので、卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第五十三条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十一年八月五日

農林水産大臣　石破　茂

卸売の業務を行っている者の名称　新名称　九州中央魚市株式会社　旧名称　熊本魚株式会社
卸売の業務を行っている市場　鹿児島市中央卸売市場魚類市場
取扱品目の部類　水産物部
変更年月日　平成二十一年四月一日

○農林水産省告示第千五十九号

中央卸売市場の卸売業者が卸売の業務を廃止したので、卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第五十三条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十一年八月五日

農林水産大臣　石破　茂

卸売の業務を廃止した卸売業者の名称　大丸海産株式会社
卸売の業務を行っていた市場　高知市中央卸売市場
取扱品目の部類　水産物部
廃止の年月日　平成二十一年五月二十九日